

(案)

地域クラブ活動の目指す姿(基本方針のイメージ)

基本方針

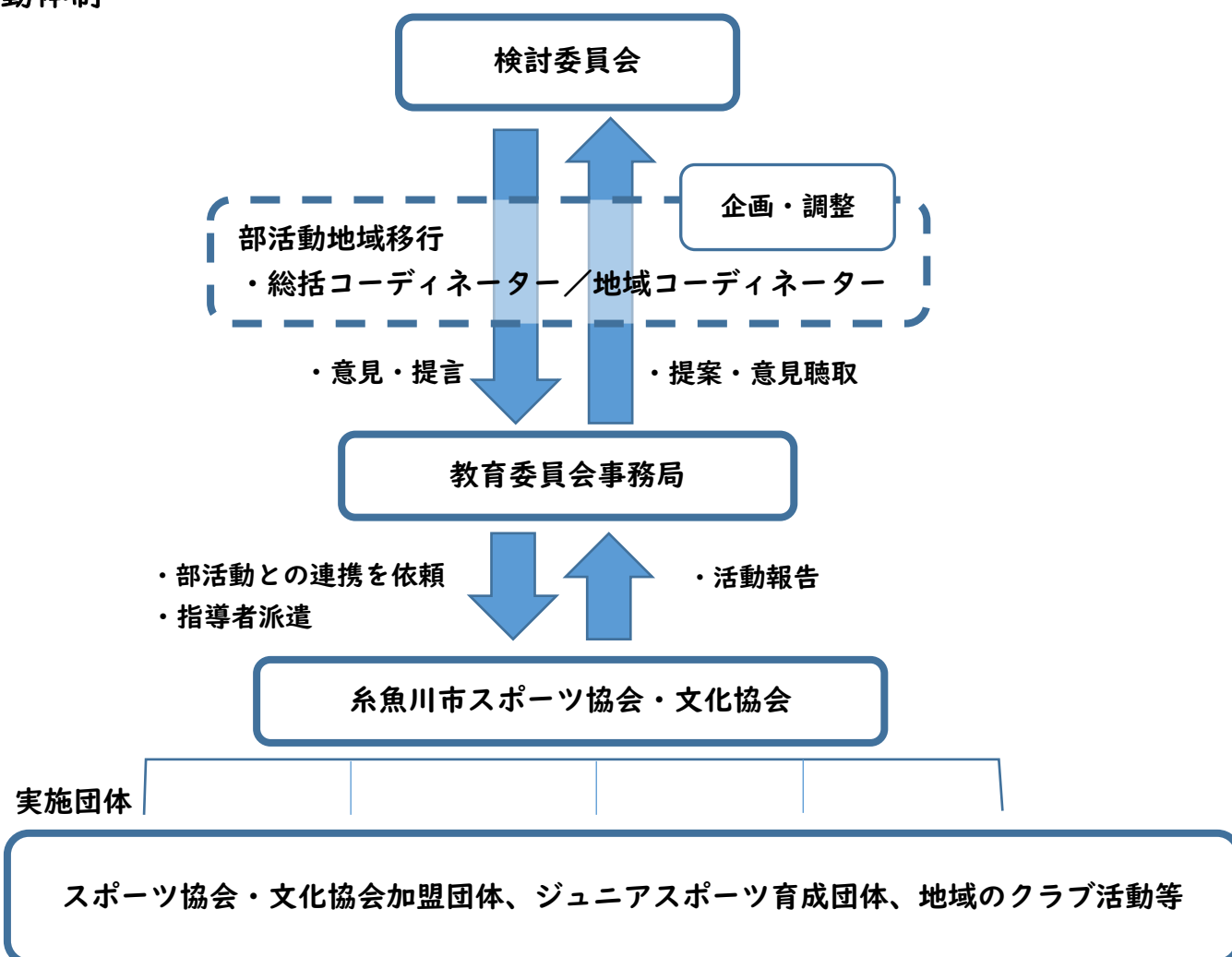
- ◆ 部活動の教育的価値を生かしながら学校と地域が連携した地域クラブ活動体制づくりを進める。

既存の地域の中学生を対象としたジュニアスポーツ育成団体・文化活動団体をベースとして、学校と地域が連携・融合した子どもの新しいスポーツ・文化活動の環境となる地域クラブ活動を創設する。

活動方針

- ★スポーツ・文化活動を楽しみ、学び、成長し、スポーツ・文化活動で自立する子どもを育てる。
- 競技力・技術力等の向上と個人やチームの成長を目指した生徒主体の活動。
- 多様なニーズに合わせた活動(アスリート志向・上達志向・楽しみ志向・健康志向など)。
- コンプライアンス重視で生徒の人格を重んじた『プレイヤーファースト』の指導。
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を順守する。

活動体制



実施団体認定基準

- 系魚川市スポーツ協会または文化協会の加盟団体の傘下であり、当該団体が認めたクラブ・団体及び系魚川市部活動地域移行検討委員会に申請し認められたクラブ・団体
 - ・市の基本方針の順守
 - ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の順守
 - ・スポーツ安全保険等への加入
 - ・適切な指導ができる指導者の配置（人数・資格等）
 - ・スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>等に基づく会計処理と情報公開

活動場所

- 系魚川市立小中学校の学校施設（グラウンド、体育館、テニスコート、武道場、音楽室等）
- 系魚川市社会体育施設（体育館等）・文化施設（ホール等）等
 - ※施設使用に際する規則等の整備

活動時間

- 平日は学校活動終了後、21時までの間の2時間以内
学校の休業日は概ね8時30分から16時30分の間の3時間以内
ただし、関連する部活動と合わせて、週当たり平日1日、休日1日の休養日が確保されること

経費等

- 会費の徴収による実施団体の運営（受益者負担）
 - ←市（国の補助）を活用した指導者配置の支援
 - ←スポーツ協会等を通じたジュニア育成団体支援

共通理解事項

- (1) 休日の学校部活動は、R8年度から「地域クラブ活動」とする。
- (2) 平日の学校部活動は、R6年度から、種目別地域クラブ実施団体と各校・種目の実情に応じて、可能なところから段階的に「地域クラブ活動」に移行する。
- (3) 移行完了時期は定めないが、最終的にはすべての学校部活動を学校と地域が連携・融合した「地域クラブ活動」として行う。